

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、翌
日の翌日)

目 次

- ◇規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十八年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十七年十二月鳥取県条例第四十一号）中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表に関する部分並びに第二種県営住宅の表の鴨川団地及び浜の上第三団地に関する部分並びに別表第二の表の改正規定のうち鴨川団地及び浜の上第三団地に関する部分の施行期日は、昭和五十八年四月二十二日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十八年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十八年三月鳥取県条例第八号）の施行期日は、昭和五十八年四月二十二日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

湖山町第三

六、

八〇〇円

を 湖山町第三

一四、六〇〇円

に、

誠道第三

第二十五号及び第二十六号の住宅
第二十七号から第三十六号までの住宅

一四、九〇〇円
七、八〇〇円

を 誠道第三

第二十五号及び第二十六号の住宅
第二十七号及び第二十八号の住宅
第三十一号から第三十六号までの住宅

一四、九〇〇円
一五、二〇〇円
七、八〇〇円

に、 誠道第五

七、九〇〇円

を

誠道第五

第五十五号から第五十八号までの住宅
第五十九号及び第六十号の住宅

七、九〇〇円
一五、二〇〇円

〇円

に、 誠道第七

七、五〇〇円

を

誠道第七

第七十一号及び第七十二号の住宅
第七十五号から第七十八号までの住宅

一五、二〇〇円
七、五〇〇円

に、

富益

一階に所在する住宅 三四、三〇〇円
二階に所在する住宅 二八、三〇〇円

を

富益第一	一階に所在する住宅
富益第二	二階に所在する住宅
徳尾第一	一階に所在する住宅
	二階に所在する住宅

宅	三四、三〇〇円
宅	二八、三〇〇円
宅	三八、九〇〇円
宅	三一、六〇〇円
宅	三九、〇〇〇円
宅	三一、七〇〇円

に改める。

別表の第二種県営住宅の表中

湖山町第五	五、
高松第四	五、

〇〇円
〇〇円
〇〇円
〇〇円

に、

若葉	二七、六〇〇円
小江尾第二	二四、〇〇〇円

を

第五宅	一〇、八〇〇円
第四宅	六、一〇〇円

を

三柳第五	一三、三〇〇円
誠道第四	六、一〇〇円
第三十七号から第四十二号までの住宅	一〇、七〇〇円
第四十三号から第四十五号までの住宅	一〇、七〇〇円
第四十九号から第五十四号までの住宅	一〇、八〇〇円

第十九号から第二十四号までの住宅	五、五〇〇円
第二十五号から第三十六号までの住宅	一〇、四〇〇円

に、

三柳第五	第四十九号から第四十四号までの住宅	一〇、四〇〇円
誠道第四	第三十七号から第三十八号までの住宅	一〇、四〇〇円

〇〇〇円
四〇〇〇円

を

湖山町第五	一三、〇〇〇円
高松第四	一一、五〇〇円
第二十一号及び第二十二号の住宅	一〇、四〇〇円
第二十三号から第二十六号までの住宅	五、四〇〇円

に、

福原第二

五、五〇〇円

を

福原第二

富益第一		徳尾第一	
一階に所在する住宅	二階に所在する住宅	一階に所在する住宅	二階に所在する住宅
昭和五十八年四月二十一日から昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十八年三月三十一日まで	昭和五十八年四月二十一日から昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十八年三月三十一日まで
三五、〇〇〇円	二八、九〇〇円	三五、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで
三六、九〇〇円	三〇、二〇〇円	三六、九〇〇円	三〇、三〇〇円
昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで
三七、〇〇〇円	三〇、二〇〇円	三七、〇〇〇円	三〇、三〇〇円
昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで
三七、〇〇〇円	三〇、二〇〇円	三七、〇〇〇円	三〇、三〇〇円
昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで
三五、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年三月三十一日まで
三五、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二九、〇〇〇円

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の表の第一欄及び第二欄に掲げる県営住宅の家賃については、同表の第三欄に掲げる期間は、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の第四欄に定める額とする。

附 則

若葉	鴨川	浜の上第三	小江尾第二	徳尾第二
二七、六〇〇円	二七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、三〇〇円
第一号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十三号及び第十五号の住宅				第十号、第十二号、第十四号及び第十六号の住宅

に改める。